

## 豊橋市長期末整備公園見直し計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第11条第2項に規定する公園、緑地の都市計画決定の見直しを検討するため、豊橋市長期末整備公園見直し計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市長期末整備公園見直し計画の検討に関し、調査、検討及び審議を行うこと。
- (2) 前号のほかの検討に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、外部有識者等をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 第2項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、豊橋市長期末整備公園見直し計画が策定されたときに、その効力を失う。